

電気通信紛争処理委員会（第261回）

1 日時

令和8年5月22日（金）13時00分～

2 場所

総務省8階第1特別会議室（WEB会議システム（Webex）を併用）

3 出席者等（敬称略）

（1）委員

笠井 之彦（委員長）、三尾 美枝子（委員長代理）、小川 賀代、小塚 莊一郎、
中條 祐介（以上5名）

（2）特別委員

猿渡 俊介、柴田 潤子、白山 真一、中村 豪、宮田 純子、矢嶋 雅子（以上6名）

（3）事務局

事務局長 赤阪 晋介、参事官 小原 弘嗣、上席調査専門官 中島 明彦

4 議題

- （1）電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信紛争処理委員会の手続
のオンラインによる実施要領の一部改正について【公開】
- （2）電気通信紛争処理マニュアルの改訂について【公開】
- （3）あっせん事案について【非公開】

5 審議内容

(1) 開会

【笠井委員長】 それでは、ただいまから第261回電気通信紛争処理委員会を開催します。皆様には、御多用中のところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、委員5名に御出席をいただいております。また、特別委員は6名に御出席をいただいております。

本日の議事に際しまして、御質問、御意見等、御発言がある場合には、会場の方は、挙手をしていただき、指名後に御発言をお願いします。ウェブ参加の方は、挙手機能でお知らせいただき、指名後にカメラとマイクをオンにして御発言をお願いします。

まず、議事に入ります前に、4月1日の異動により、大村事務局長が離任され、後任として赤阪事務局長が着任されましたので、一言御挨拶をお願いできればと存じます。よろしく申し上げます。

【赤阪事務局長】 4月1日付で事務局長を拝命しました赤阪です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【笠井委員長】 ありがとうございます。赤阪事務局長には、これからよろしくお願い申し上げます。

続きまして、文書審議の形で開催しました前回の委員会について、御報告します。

本年4月13日から17日までの間において開催した第260回委員会において、令和7年度年次報告（案）の決定及び総務大臣への報告について、委員の皆様にご審議をいただきました。審議の結果、委員全員の賛同が得られましたので、本年4月23日に総務大臣に年次報告を提出し、公表しております。

委員の皆様におかれましては、御協力いただき、ありがとうございました。

以上、御報告となります。

(2) 電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正について【公開】

【笠井委員長】 それでは、お手元の議事次第に従い、議事を進めてまいります。本日の議題は、まず議題1として、電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正について、議題2として、電気通信紛争処理マニュアルの改訂について、議題3として、あっせん事案についてとなっております。

議題1及び議題2は公開の議事となりますが、議題3については、当事者又は第三者の権利・利益を保護する観点から、電気通信紛争処理委員会運営規程第16条第1項の規定により非公開とし、同規程第17条第1項及び第18条第1項の規定により議事録及び使用した資料は非公開とします。

それでは、議題1、電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正について、事務局から御説明をお願いします。

【中島上席調査専門官】 事務局です。資料261-1に基づき、説明します。

右肩の1ページです。まずは改正の背景ですが、昨年5月、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、ちょうど本日その一部分について施行日政令が公布をされ、今月27日に施行されることとなったところです。

その中においては、いわゆるインフラシェアリング事業者と携帯電話事業者等との間における鉄塔等を提供する役務の提供の契約に関する紛争処理について当委員会の事務に追加される、こういったところも含まれています。

1ページおめくりください。右肩2ページです。こちらが法改正の概要の内容です。まず、全体像としては、いわゆるユニバーサルサービスについて、他の電気通信事業者が提供しない区域における提供の義務を負う最終保障電気通信事業者について規定をするほか、NTT東西の業務の範囲を見直す等の措置を講ずることとしており、その改正においては四つの大きな柱があります。

1点目がユニバーサルサービスの確保、2点目がNTT東西の業務範囲規律の見直し、3点目が通信インフラの維持・確保、4点目が電気通信番号制度の見直しとなっております。当委員会との関係については、赤枠でお示ししているところ、こちらが該当部

分になります。

それでは、1ページおめくりください。右肩3ページです。こちらは、右肩2ページの上の赤枠部分のユニバーサルサービスに関する責務の見直しについてです。従来NTTの電話のあまねく提供責務であったところですが、こちらを見直し、電話、ブロードバンドとともに、複数の事業者で連携してカバーをする最終保障提供責務を創設するとしたところです。

こちらの当委員会との関係については、一番下の※の部分です。この最終保障提供責務に基づいて提供されるサービス提供場所の近隣事業者においては、そのサービスの円滑な提供に必要な協力に関する義務が課されることとなったところです。この協力に関する協定等の申入れをしたにもかかわらず、例えば協議に応じない、こういったところがあった場合には、あっせん、仲裁等の対象となると規定されております。

ただ、こちらの規定については、いわゆる施行の時期が、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日となっており、こちらの部分の施行日政令がまだ公布されておられませんので、この先の施行になるところです。

続きまして、1ページおめくりください。右肩4ページです。こちらが右肩2ページの下赤枠部分のインフラシェアリング事業への公益事業特権の適用です。このインフラシェアリング事業については、今回、電気通信事業法の中に定義を置き、この事業を営む者が総務大臣の認定を受けた場合にはいわゆる公益事業特権が付与されるという制度になっているところです。また、この公益事業特権の適用に当たっては、例えば鉄塔等が多くの携帯電話事業者等に対して適正・公平に貸し出されることを確保するための規律を設けています。

当委員会との関係としては、この表の一番下のところです。例えば携帯電話事業者が鉄塔等の使用に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず、インフラシェアリング事業者が協議に応じない、こういったようなケースがあった場合には、あっせん、仲裁等の対象になります。こちらについては、施行期日がちょうど今月27日となったところです。

続きまして、右肩5ページを御覧ください。こちらは今回の法改正を受けて、その下位法令である政令・省令の制度整備についてです。その中でも当委員会との関連は、電気通信紛争処理委員会令という政令、電気通信紛争処理委員会手続規則という総務省令、これらの一部改正が予定されており、併せてこちらを御紹介します。

その改正の内容としては、真ん中の部分です。まずは政令の一部改正です。今般、先ほ

どのインフラシェアリング事業に係るあっせんや仲裁の規定については、電気通信事業法の中に、少々細かいのですが、第157条の3という条文を追加することで導入することとなっているところです。この政令においては、いわゆるあっせんや仲裁の手続の規定があるところですが、その中に電気通信事業法の条文を引用して規定している部分がありますので、その部分に先ほどの電気通信事業法第157条の3という条文を追加していくという規定の整備を行うものです。

続きまして二つ目、総務省令の一部改正についてです。こちらも、先ほどの政令と同様に、あっせんや仲裁の手続に関する規定について、電気通信事業法第157条の3という条文を追加する改正を予定しています。それに併せて、あっせん申請書、仲裁申請書という様式の改正についても行うこととしているところです。

それでは、ページが前後してしまい大変恐縮ですが、右肩1ページにお戻りいただければと思います。こうした法改正又は政省令の規定の整備を行っていくことに併せて、本委員会における委員会決定の一部改正を行うことも考えているところです。具体的には、電気通信紛争処理委員会運営規程と、電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領という二つの委員会決定についての一部改正をしていこうと考えているところです。

その改正の内容については、真ん中のところです。まずは電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正です。こちらの具体の改正については、資料261-2に添付をしています。いわゆる新旧対照表の形で添付をしておりますので、御参照いただければと思います。

今般の改正内容については、先ほどの政省令と同様に、あっせん・仲裁の関連規定のところについて、電気通信事業法第157条の3という条文を追加するという改正を行うものです。それと併せまして、いわゆる表現の適正化に伴う規定の整理も行おうとするものです。

続きまして、もう一つの委員会決定であります電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正については資料261-3として添付しています。こちらはこの実施要領自体の多くの部分が表形式となっており、従来から、いわゆる見え消しでお示しをしているところでもありますので、今回も見え消しの形でお示ししておりますので、御参照いただければと思います。

改正の内容については、先ほどの運営規程の改正と同様ですが、例えばオンライン化等の対象手続一覧の中のあっせんや仲裁の手続に電気通信事業法第157条の3という条文を追加していくこととなっております。併せて、表現の適正化に伴う規定の整理も行って

いくものです。

この2本の委員会決定の施行期日については、先ほどの法改正の施行日である今年27日から施行させていければと考えているところです。

説明としては以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

【笠井委員長】 ありがとうございます。ただいま事務局から改正案についての御説明をいただきました。ただいまの御説明に関しまして、御意見、御質問等ございましたら御発言をお願いします。いかがでしょうか。

特段よろしいですか。

ありがとうございます。それでは、特に御意見、御質問がないようですので、質疑を終えたいと思います。

電気通信紛争処理委員会運営規程の一部改正及び電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領の一部改正について、ただいま事務局から説明のありましたとおり決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【笠井委員長】 ありがとうございます。それでは、そのように決定します。

(3) 電気通信紛争処理マニュアルの改訂について【公開】

【笠井委員長】 それでは次に、議題2に移らせていただきます。議題2、電気通信紛争処理マニュアルの改訂について、事務局から御説明をお願いします。

【中島上席調査専門官】 事務局です。それでは、資料261-4に基づき、説明します。

まず、1番の概要です。当委員会においては、円滑な紛争解決の一助として、紛争解決のための制度の手続解説、紛争処理事例等を取りまとめた「電気通信紛争処理マニュアル」を作成しているところです。このマニュアルについては、平成13年の第1版を作成して以降、随時改訂を重ねてきたところですが、前回の改訂が令和5年であり、そこから約3年が経過をしていることも踏まえ、この間の関係法令の改正や紛争事例、委員及び特別委員の改選の反映のほか、関係資料の現行化を行うものです。

具体の改訂内容については2番でして、(1)、(2)、(3)とあります。まず、(1)の手続の解説についてです。こちらは、中に大きく二つの部分があります。①については、先ほどの議題1、委員会決定のところでも少々御説明した、インフラシェアリング事業に係る紛争が今般、当委員会の紛争処理対象に追加されることを踏まえた改訂を行うものです。

続きまして、②です。これは仲裁法の一部を改正する法律等の関連です。こちらは令和6年12月16日に開催した第247回委員会において、仲裁準則等の委員会決定の規定の整備を行った事案です。具体的には、仲裁廷が命令可能な暫定保全措置の種類の整備等を行ったことを踏まえた改訂を行うものです。

続きまして、(2)です。紛争事例の追加です。こちらは、NTTドコモからの申請を受けたCo1tテクノロジーサービスの電気通信設備との接続に係る裁定事案であります令和6年諮問第12号の内容について追加をしていくものです。

続きまして、(3)のその他関係資料の現行化等については、改選がありました委員・特別委員名簿の更新や活動状況等の更新を行うこととしております。

3番として、今後のスケジュールです。この後、委員会事務局から、委員・特別委員宛にメールにて内容を御確認いただこうと考えています。その確認が終わり次第、総務省ホームページに内容を掲載するとともに、製本を行っていく予定としているところです。

説明としては以上です。

【笠井委員長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に關しまして、御質問等ございましたら御発言をお願いします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、御質問等がないようですので、質疑を終えたいと思います。

以上をもちまして、公開での会議は終了します。恐れ入りますが、傍聴者の皆様は御退出をお願いします。

(傍聴者退室)

(4) あっせん事案について【非公開】

(内容について非公開)

(5) 閉会

【笠井委員長】 本日の議題は以上ということになります。

委員・特別委員の皆様から特段何か御発言ございますか。

よろしいですか。

それでは最後に、事務局から何かございますか。

【小原参事官】 本日はお忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

次回の委員会の日程については、別途御連絡したいと思います。

事務局からは以上です。

【笠井委員長】 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の委員会は閉会します。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —